

諮問日：平成31年3月27日（平成30年度（最情）諮問第102号）

答申日：令和元年10月18日（令和元年度（最情）答申第48号）

件名：特定の記載がある修習日誌の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の記載がある特定の期の導入修習時の修習日誌（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書については、司法研修所長が名前を隠して最終日に全体の前で読み上げたことからすれば、少なくとも修習日誌の本文は不開示情報に該当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、修習日誌の本文は不開示情報に該当しない旨主張している。しかし、修習日誌における具体的な内容が記載されている文書の存否を答えると、本件開示の申出に係る特定の記載がされた修習日誌の存否に関する事実が明らかとなる。

修習日誌は、司法修習生が記載したものであり、そこに記載されているのは、修習生個人の内心、思想、考えを含めた個人的な情報である。修習生としては、修習日誌に記載する内容は、司法研修所内で教官や事務局職員に読まれること

を想定して記載しており，たとえ記載どおりの表現ぶりではなく，その趣旨や要旨であったとしても，その内容が広く世間に公開されることは，全く想定していない。修習日誌に記載された内容によっては，他の情報（修習生間の相互のやり取り等）と照合することにより特定の個人を識別することが可能な場合が考えられるし，特定の個人を識別することができないとしても，公になることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）。

また，修習日誌は，修習生に担当日の修習等に限らず，修習全般に関するきたんのない感想等を記載させ，司法修習の在り方等の参考とするために使用するものであり，修習日誌に記載した内容が，たとえその趣旨や要旨であったとしても，公にされることがあるとすれば，修習生が修習日誌の記載に際して萎縮をし，修習生の意見を司法研修所が得ることができなくなり，司法修習運営上の大きな事務支障となる（同条6号）。

なお，司法研修所長，教官及び事務局職員が，修習日誌の内容について，司法修習生に対して読み上げたり，周知したりということがあったとしても，それは守秘義務を負っている修習生という限られた対象者に対し，講義の一環であったり，事務運営の必要上行われるものであって，そのことをもって修習日誌の内容が不特定多数の者に広く公表されたことにはならず，修習日誌の内容を開示する理由とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は，本件諮問について，以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年3月27日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年8月23日 | 審議 |
| ④ 同年9月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示の申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、特定の記載がある特定の期の導入修習時の修習日誌が存在する事実、ひいては特定の期の司法修習生が導入修習時において修習日誌に当該特定の記載をしたという事実の有無が公になると認められる。

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、修習日誌は、修習生に修習全般に関するきたんのない感想等を記載させ、司法修習の在り方等の参考とするために使用するものであり、修習生個人の内心、思想、考え等を含めた個人的な情報が記載されるところ、修習生としては、修習日誌に記載する内容について、たとえ記載どおりの表現ぶりではなく、その趣旨や要旨であったとしても、これが公開されることは全く想定していないとのことである。このような修習日誌の性格を踏まえて検討すれば、特定の期の修習生が導入修習時において修習日誌に特定の記載をしたという事実の存否が公になると、仮に当該事実が存在した場合には、修習生間のやり取り等の他の情報と照合することにより、修習日誌に当該特定の記載をした修習生が特定され得る事態が考えられ、また、特定することができないとしても、なお当該修習生の権利利益を害するおそれがあると認められる（法5条1号）。さらに、上記のとおり修習日誌の性格を踏まえれば、特定の記載がある修習日誌の存否について公になると、今後、修習生が修習日誌を記載するに際して萎縮するなどして、修習生から司法修習に関するきたんのない感想等が得られなくなることが想定され、司法修習運営上の事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる（同条6号）。

なお、苦情申出人は、本件開示申出文書については司法研修所長が名前を隠して最終日に全体の前で読み上げた旨主張するが、苦情申出人が指摘する事実関係が仮に存在したとしても、修習日誌の内容を広く公表したとはいえず、上記の判断を左右するものではない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで同条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認め

られる。

- 2 以上のおり，原判断については，本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号及び6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人